予備試験

令和5年予備試験 論文式試験分析会 民法 講師レジュメ

上三 東京リーガルマインド



LU23567

設問1

- B→A 本件請負契約に基づく報酬支払請求権 (632)
- A→B ①本件請負契約の成立自体が無効であるとの主張 (根拠…Bの仕事完成債務が原始的不能) →原始的不能であっても契約自体は有効(412の2Ⅰ参照)
 - ②契約成立自体が有効であることを前提に、本件請負契約の錯誤取消 しを理由とする無効主張(95 I ②. 121)
 - →95 I ②, II の要件充足性はOK
 - →もっとも, Aが錯誤 (甲が修復可能であるか否かの事情についての錯誤) に陥ったことにつき「重大な過失」(95Ⅲ本文) あり→×
 - ③履行に代わる損害賠償請求権との同時履行の抗弁(533かつこ書参照)
 - →412 の2 I は認められるが、415 II ①の前提として、履行不能につき Bの帰責性が必要(415 I 本文「前項の規定により…」)
 - →Bの帰責性なし
 - ※当該主張(④も同様)の前提として,請負契約締結時に報酬請求権が発生していること(請求権の行使は仕事完成後にのみ認められるが,請求権自体の発生は請負契約締結時に発生していること(∵632=諾成契約))を指摘できるとより丁寧である(533かつこ書参照,通説)
 - cf) 仕事完成後に報酬請求権が発生するとの見解に立った場合は?
 - ④536 I による履行拒絶(= Bの債務の履行不能にAの帰責性なし?) ○=履行不能になったこと(本件損傷)自体は経年劣化によるもので ある
 - 【この場合、Aは536 I による履行拒絶OK】
 - →Bの支出した 40 万円の損害賠償請求の問題となる
 - →415 I カ³, 709 カ³?
 - →契約締結前の信義則上の説明義務違反の問題と捉えれば,契約によって生じた責任というよりは,不法行為責任と考えた方が自然といえる(判例)
 - cf) Aの預託義務の債務不履行と捉える見解もあり得る
 - ×=Aによる甲の保管状況の悪さが履行不能(本件損傷)の根本的な 原因である

【この場合, Aは536Ⅱにより履行拒絶×】

- →もっとも、250万円全額の拒絶不可?
- →536 II 但書により、210 万円はBはAに対し償還義務あり (償還債務との相殺(505 I 本文)により40万の限度で請求可)

設問2

小問(1)

- D→C 所有権に基づく動産引渡請求 (所有権取得原因=BD売買)
- C→D B無権利者ゆえにDは所有権取得×(他人物売買、C追認せず)
- D→C 即時取得(192)による原始取得の検討
 - →要件充足性?
 - →「占有を始めた」(192) には占有改定は含まれない(判例)
 - →即時取得×
 - cf) 売却済みの表示, 梱包してバックヤードに移動
 - …判例の射程は及ばず、即時取得OKとの見解もとり得る (∵一般外観上の変化あり)

小問(2)

- D→C 所有権に基づく動産引渡請求 (所有権取得原因=BD売買, B有権代理(99 I))
- C→D B無権代理, C追認せず
 - →BD売買の効果はCに帰属せず(113 I)
- D→C 代理権消滅後の表見代理(112 I)
 - →要件充足性OK
 - cf) 代理権消滅後に従前の授権表示(本件委託契約の契約書)を撤回せず漫然と放置したことを新たな授権表示とする法律構成(109 I)?
 - →本問では、代理権消滅後に初めてDが現れた事案とは異なり、BD間の契約交渉時点では有権代理であった以上、102 Iの問題と考えるべきであろう

上 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

LU23567